

架空請求にご注意ください。

【事例1 20歳代 男性】

スマートフォンにアダルトサイト未納料金の督促メールが届いた。最初は無視していたが、何回も来るので心配になり事業者に電話した。担当者から「2週間無料のアダルトサイトに登録し、その後退会処理されていない。未納料金15万円をすぐに払え。本日中に振り込まないと裁判を起こす」と脅かされた。怖くて払うと言ってしまった。サイトに登録した覚えはない。どうしたらよいか。

【事例2 60歳代 女性】

1週間前、スマートフォンにSMS（ショートメッセージサービス）で未払金の連絡があった。自分は動画サイト自体を観たことがない。24時間以内に指定のフリーダイヤルに連絡しなければ、身辺調査や債権譲渡をするようなことが書かれている。サイト業者に電話はしていないが、不安だったのでスマホの販売会社に行きSMSの受信拒否設定してもらった。心当たりがないので払いたくない。

最近、スマートフォンや携帯電話などにメールで「利用した覚えのない請求が送られてきた」、「連絡しないと、法的措置をとると書かれていた」という相談が多く寄せられています。

こうしたメールは不特定多数の人に一齐に送信されるもので、そのほとんどが「架空請求」です。利用していないサービスをあたかも利用したかのような思わせ、連絡してきた人を不安におとし入れ、金銭を支払わせようとするものです。請求はメール以外に封書、ハガキによるものもあります。身に覚えがなければ、慌てて連絡してはいけません。

【消費者へのアドバイス】

- ① 身に覚えのない請求は、連絡をしないで無視してください。不用意に連絡すると、知られていない個人情報まで聞き出されることがあります。
- ② 「裁判を起こす」などと書かれていても、絶対にお金を支払ってはいけません。一度支払うと、繰り返し請求が続く可能性があります。
- ③ 迷惑メールは受信拒否の設定やアドレスの変更を検討しましょう。
- ④ 少しでも疑問や不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活相談室>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）